

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

幼稚園、認定こども園を利用する1号認定子ども

○教育標準時間保育料

満3歳以上の子どもの教育標準時間分の**保育料が無償化**されます。

○預かり保育料

- 要件を満たして「**保育の必要性の認定**」を受けた1号認定子どもは、**利用日数に応じて最大月額1.13万円まで無償化**されます。
- 認定の申請は、園を経由して**お住いの市町村へ申請が必要**です。

【保育の必要性の認定要件】

※世帯全員分（65歳以上の祖父母や18歳以下の学生（高校生まで）・児童以外）について確認します。

要件	内容
1 就労	家庭内外で月48時間以上、就労している
2 妊娠・出産	妊娠中、出産後である
3 疾病・障がい	病気や負傷、心身障がいがある
4 介護・看護	月48時間以上の介護・看護をしている
5 災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている
6 求職活動	日中、求職活動中である
7 就学・職業訓練	月48時間以上、就学・職業訓練をしている
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
9 育休継続	育休取得時からの継続利用である
10 その他	上記以外で市が認める場合

○給食費（副食費）

現在、実費負担していただいている給食費は**無償化対象外**です。

ただし、次の子どもは、給食費のうちの**副食費分が免除**されます。

※主食費については変わらずご負担いただきます。

☆**年収360万円未満相当世帯の子ども**

☆**収入に関わらず、第3子以降の子ども**



次の費用は無償化されません！

次の費用はこれまでどおり**実費負担**となります。

- 「保育の必要性の認定」を受けられない場合の**預かり保育料**
- これまで実費負担していた**給食費や教材費、行事費等**

○ 保育標準時間・保育短時間の保育料

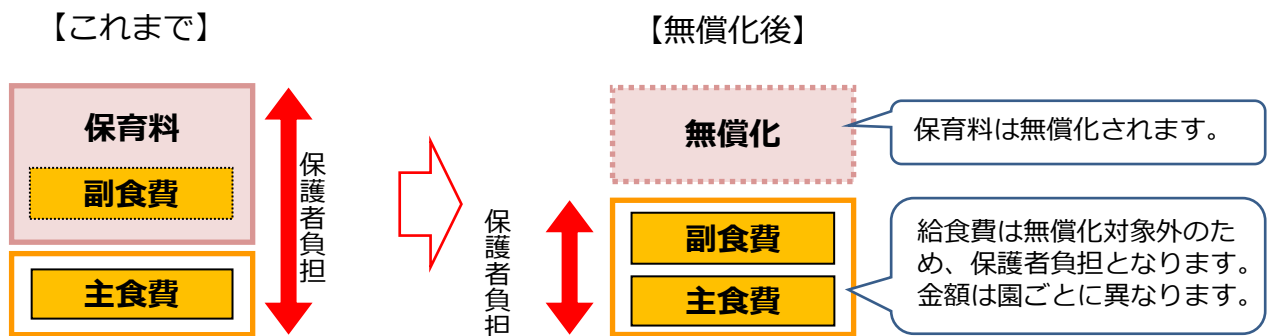
- ・ 3歳以上の子どもの保育料が**無償化**されます。
- ・ 住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が**無償化**されます。

※基準となる年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。

○ 2号認定子どもの給食費

現在、2号認定子どもの保育料には、給食費のうち副食分（おかず、おやつ等）が含まれています。（主食分は保育料に含まれず、実費徴収か持参）

こうした**給食費**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、**無償化の対象外**です。



ただし、次の子どもは、給食費のうち**副食費分**が免除されます。

※主食費については変わらずご負担いただきます。

☆ 年収360万円未満相当世帯の子ども

☆ 収入に関わらず、第3子以降の子ども

○ 3号認定子どもの給食費

現在、3号認定子どもの保育料には、給食費（主食費及び副食費）が含まれています。無償化後もこの取り扱いに変更はありません。



次の費用は無償化されません！

次の費用はこれまでどおり**実費負担**となります。

- ・ 認定区分に関わらず**延長保育の保育料**
- ・ これまで実費負担していた**給食費（主食分）**や**教材費、行事費等**